

和光市災害時要援護者登録事務にかかる委員意見について

審議会において、諮問事項について検討した際、災害時要援護者登録事務に関する諮問事項以外の部分に対して、各委員から意見がありました。諮問事項に該当しないため、答申書には記載しませんでした。事務を進める際の要望及び検討事項として、以下に報告いたします。

登録制度を広く周知するための方法を十分検討してほしい。

登録制度を周知後、制度の内容が理解されなかったり見落とししたりしたために希望の意思表示をされなかった方を特定する期間について、希望者募集開始から2～3週間としているが、短すぎるのではないかと。

登録制度は、行政側にとっては市民を守るためのものとして必要と考えていると思うが、一方で孤独でいること、登録制度の利用を断ることも市民の権利であり、本人の意思を尊重すべきである。決して押し付けで登録を行わせるようなことをするべきではない。

制度の主旨を理解できない方への訪問、意思確認は慎重に行う必要がある。